

令和3年7月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年7月12日（月）

宗像市農業委員会

令和３年７月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年７月１２日				
招集の場所	宗像市役所北館 第１０３Ｂ会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年７月１２日 午後３時３０分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年７月１２日 午後４時５０分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席２１人 欠席 ３人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	×
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	×	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	○
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	９番	山田 堅		１１番	吉田 晋一

令和3年7月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1	保 留
受付NO2	承 認
受付NO3	承 認
受付NO4	承 認

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1	承 認
受付NO2	承 認
受付NO3	承 認

第3号議案 あっせんの申出について

受付NO1	承 認
受付NO2	承 認

第4号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1	承 認
受付NO2	承 認

第5号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承 認

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更について

受付NO1	承 認
受付NO2	承 認
受付NO3	承 認
受付NO4	承 認

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

第2号 田より畑への地目変更による届出について

○議長

令和３年７月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は２１名です。

よって、令和３年７月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。４件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。では、事務局から議案と譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

引き続き、譲受人・譲渡人について事務局から説明いたします。譲受人の●●●●さんになります。譲渡人の●●●●●●さん、●●●●●●さん、●●●●●●さんは、知り合いを通じて●●さんと売買の話がまとまり、今回の農地法第３条許可の申請になっています。取得後の農地については、稲作を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、ご審議、よろしく願いします。

○議長

事務局から受付ＮＯ１と譲受人・譲渡人についての説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

●●●●さんは、私の自宅近くの方ですが、●●●●にも農地を所有されています。農業に関して本人はされていないみたいですが、別の方がされるのですかね。弟さんはされています。地元の方で。

○事務局

農地基本台帳では、●●さん本人の自作となっており、このことからご自身で耕作されたと判断しています。

○議長

弟さんはしているのですか。

○委員

弟さんも地元でしていますが、もともと土木業で、土木業の方の収入が大きいと言われ

ているので、わざわざ●●まで行って農業をされるとは思わない。

○事務局

知り合いを通じて今回の話がまとまったと聞いています。

○議長

自作地の1町1反のうち、米はどのくらい作られていますか。

○事務局

米に関しては、1町です。

○議長

この1町は、誰が作っているのですか。

○委員

弟さんが作っていると思います。●●さんはお兄さんで、●●●をしています。お父さんが亡くなられて、財産について2人で相続しているみたいです。

○委員

今、現在は誰が作られているのですか。

○事務局

●●の農地に関しては、現在、遊休農地になっています。

○委員

●●さんは、そこまでして●●の農地を耕作されないと思います。

○議長

わかりました。受付NO1の許可申請については、取得後、適切に農地として利用していくのかなど、事務局は再度確認してください。この案件については、保留といたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、年々、経営面積の拡大を図っています。今回、市街化区域内の農地の賃借権の設定ということで、農地法第3条の手続きとなっています。権利設定後の農地については、里芋の栽培を計画しています。譲渡人の●●●さんになります。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。●●さんは10年程前に亡くなられて、それから農地は放置され、耕作放棄地の状況になっていました。●●さんは、お一人だったので相続する方がいませんでした。今回、相続財産管理人を通じて売買されることに、地元としましては、これで耕作放棄地が解消されるということで非常に喜んでます。譲受人の●●さんは、●●で農業をされているということで、特に問題ないと考えています。以上です。

○議長

ただいま受付NO3の譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

6ページの位置図を確認すると、農地の中に建物が建っているように思われますが、この部分も農地になっているのですか。

○事務局

6ページの位置図では、建物が農地の中に建っている状況になります。以前に農地転用の手続きがされているのではないかと、過去の転用実績を確認しましたが、手続きの記録はありませんでした。約2年前に宗像市がこの農地を差し押さえ、公売にかけようとしたとき、委員が言われていたように建物が農地の中に建っている状況であったため、市収納課から事務局に相談があったときに、宅地の部分を分筆して、残った農地を公売にかけようとして説明をさせていただき、市収納課では、分筆の費用を負担してまで公売にはかけられないと差押を解除した経緯があります。今回、相続財産管理人から農地法第3条の相談があったときに、現地の確認に行った際、地元の農家さんが隣の農地で作業されてい

て、荒れた状態が続いているので、非常に困っているということを聞いています。この機会を逃すと、所有権が移転しないのではないかと判断し、やむを得ず農地法第3条の許可申請の受け付けをさせていただいています。以上です。

○議長

今回は、苦渋の決断で、所有権が移転することで、きちんと農地の管理ができるようになれば、このまま所有者がわからないまま、ずっと放置するよりは地元の方も助かると思います。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号4の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんと譲渡人の●●●●さんは、親子関係になります。今回の申請の3筆は、父の●●●●さんから後継者である●●●●さんへ贈与されます。今回贈与される農地については、引き続き牧草の栽培になります。昨年7月にも農地法第3条により贈与を受けており、今後も計画的に後継者である憲佳さんへ贈与していきたいということです。地元の水利組合長の承諾もあり、今回の農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO4の譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から議案と譲受人・譲渡人について説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

引き続き、譲受人・譲渡人について説明をいたします。譲受人は、●●在住の●●●●さんと●●●●さんで、譲渡人の●●●●さんは、●●●●さんの父親になります。●●さんは、両親も高齢となってきたこともあり、実家の近くに帰りたいたいと考えようになり、父親の所有する農地に住宅建築を計画しました。申請農地は農振農用地で除外の手続きが必要でしたが、今年6月に除外の手続きが完了したため、今回の許可申請となっています。

地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。審議、よろしく願いいたします。

○議長

事務局から受付NO1の議案と譲受人・譲渡人について説明がありました。つづいて、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。現地調査の結果について報告いたします。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いました。転用目的は、木造瓦葺平屋建ての分家住宅の建築になります。造成につきましては、かさ上げを行います。取水は新設の井戸、排水は公共下水道を使用します。近隣に農地はありますが、平屋建てのため、日照や通風は、特に問題ないと考えています。また、騒音につきましても、特に影響ないと考えています。今回の農地法第5条の許可申請は、農地区分は第1種農地に該当しますが、既存の集落と接続して建築されますので、特に問題ないと判断しています。以上で、現地調査報告を終わります。ご審議、お願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての議案と譲受人・譲渡人、現地調査A班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、瓦工事業を営んでいます。譲渡人の●●●●さんは、●●さんとは親戚関係にあり、瓦置場及び車両置場として農地を譲ってもらうようになりました。このため、農地法第5条の許可申請となっています。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は、農地区分など、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議の、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いました。申請地の情報は議案書のとおりで、転用目的は、瓦置場及び車両置場になります。造成につきましては、かさ上げを行います。周辺への被害対策は、雨水の排水については、自然浸透になります。汚水や生活雑排水については、発生しません。日照、通風、騒音などについては、影響ないと考えています。今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農地区分は農地集団化が約7.5ヘクタールで第2種農地に該当するため、特に問題にないと考えています。以上簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査A班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可にすることに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは造園業を営んでいます。譲渡人の●●●●さんとの話がまとまり、通路と植木場の用地として譲っていただくため、今回の許可申請に至っています。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は、農地区分など、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3について、確認事項に基づき現地確認を行いました。転用目的は、通路及び植木場になります。造成につきましては、かさ上げを行います。周辺への被害対策は、雨水の排水については、自然浸透になります。取水や汚水、生活雑排水については、発生しません。申請地の周辺には農地はありませんので、日照、通風、騒音などについては、影響ないと考えています。今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農地区分は農地集団化が約7.5ヘクタールで、小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当するため、農地転用は問題ないと判断しています。以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO3についての議案説明と地区担当委員、現地調査A班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。第3号議案、受付NO1 あっせん委員の選出は、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので、質疑を終結します。第3号議案、受付NO2 あっせん委員の選出は、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO2のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第4号議案、農用地利用集積計画（所有権移転）について、議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案、令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、令和3年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。案件は4件です。この件につきまして農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第6号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を取ります。第6号議案、受付NO1について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第6号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第6号議案、受付NO2について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第6号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第6号議案、受付NO3について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第6号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第6号議案、受付NO4について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いた

します。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「田より畑への地目変更による届出について」が提出されています。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

つづきまして、報告事項第2号「田から畑への地目変更による届出について」事務局より報告いたします。

○事務局

(報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和3年7月定例農業委員会総会は閉会いたします。